

全日本小学校バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日

(総 則)

第1条 この大会は「全日本小学校バンドフェスティバル」という。

第2条 全日本小学校バンドフェスティバルは、各支部から推薦された小学校が参加して、毎年実施する。

第3条 推薦母体となる支部連盟は、次の通りとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、全日本吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で定める。

2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(参加資格)

第5条 参加資格は、全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連）に登録された小学校で構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(支部代表・人員・曲目・賞)

第6条 支部連盟は支部代表団体を決定し、本大会開催日の3週間以前に全日吹連へ推薦・報告する。

第7条 推薦団体数について、各支部から選出する団体数は3ステージを基準とし、さらに前年度の各支部の小学校加盟団体数等を勘案してその年度ごとに理事会で定める。

第8条 本大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

ただし、交通費の一部を全日吹連が補助する。

第9条 参加人員は、自由とする。

第10条 演奏曲は自由とする。

第 1 1 条 出演順序は理事会において決定する。

第 1 2 条 表彰について、全団体に優秀賞を贈り、特に演奏の優れている団体に副賞としてグッドサウンド賞を贈る。

第 1 3 条 本規定第 1 5 条の出演時間を超過した場合は、表彰の対象としない。

(編成・演奏時間・服装・規定課題・審査)

第 1 4 条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用は自由とする。

第 1 5 条 出演時間は 8 分以内とする。なお、出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第 1 6 条 演奏形態は自由とする。

第 1 7 条 服装等は自由とする。

第 1 8 条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は 7 名とする。

(その他)

第 1 9 条 全日本小学校バンドフェスティバル実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第 2 0 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。